

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道厚岸郡厚岸町

2 構造改革特別区域の名称

厚岸町あみか（あっけし・みんなの・かいご）福祉輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道厚岸郡厚岸町の全域

4 構造改革特別区域の特性

厚岸町は、北海道の東南部に位置し、734平方キロメートルの広大な面積を有し、厚岸湖を包む形で南は太平洋に接し漁村が点在し、湖南、湖北地区に市街地が分断された特殊な地形で、北は根釧原野の一部の丘陵地帯で広大な酪農地帯が広がる人口11,862人（平成17年7月31日現在）の町である。歴史は江戸時代に遡り、寛永年間に松前藩によるアッケシ場所が開設され交易が栄え、また国内では初めてシングルシード方式による牡蠣（愛称：カキえもん）種苗生産に成功し、平成11年から大量生産を本格化させ先進的な取り組みを続けているなど、北海道を代表する水産の町である。道東の主要都市である釧路市と根室市とのほぼ中間点であることや町内に炭鉱があったことから、国道、鉄道が道内では比較的早くから整備されたこともあり、人口は昭和35年にピークとなる20,185人にまで増加した。しかし、国のエネルギー政策の転換、国際漁業規制の強化による地元経済の低迷等により人口が減り始め、近年は就職等に伴う若年層の流出、長引く景気の低迷等による人口の流出が問題視されている。

町内における65歳以上人口は2,959人で高齢化率は24.9%（平成17年7月31日現在）と非常に高く、出生率も平成15年人口動態統計によると10.1（人口千対）と過去、全国平均、北海道平均を大きく下回っており、今後ますます少子高齢化が進むものと考えられる。また、総世帯数4,497世帯のうち65歳以上の高齢者のいる世帯が2,089世帯となっている。加えて町内には、

身体障がい者696名、知的障がい者78名、精神障がい者69名の移動制約者が生活しているが、当町は第1次産業を基幹産業としている地域で三世代で同居する世帯も多いものの、日中は介護をする家族が仕事で不在となり、家族による介護が困難となるため、介護保険や支援費のサービスを受けている方も多いのが現状である。こうしたことから保健・医療・福祉拠点施設として平成12年に21世紀のあつけしのみんなのかいごを支える施設との願いを込めて厚岸町保健福祉総合センター(通称:あみか21)を開設した。この施設は、町内の医療拠点である町立厚岸病院に隣接し、健康相談や健康診査等の保健センター機能を担い、子育ての相談やその支援、高齢者の転倒骨折予防や認知症の予防などの介護予防事業等を実施し、子どもから高齢者まで心と体の健全育成を目指す拠点施設として施策を展開している。また、障がい者や高齢者に配慮した施設として「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律」(ハートビル法)や「北海道福祉のまちづくり条例」の誘導的基準を達成した認定施設となっている。

町内には路線バスが通り、また近隣の主要都市である釧路市へは、JR、路線バスにより約1時間程度で移動することができ、こうした公共交通機関は住民の貴重な足となっているものの、乗降場所が限られていること、便数が十分でないことなどから、自家用車による移動も多い。特に高齢者や障がい者にとってはそれらの理由に加え、ノンステップバスが導入されていないなど、公共交通機関を利用する環境が整っているとは言い難い状況にある。

高齢者や生活習慣病等を原因とする脳卒中による身体障がい者の増加など、公共交通機関を利用しにくいこうした方々の増加に伴い、その移動手段を確保することが急務となってきている。

(1) 身体機能の低下や障がいにより単独での移動が困難な移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

高齢者人口の15.4%が要介護(支援)認定を受けており、在宅においては307人(高齢者人口比10.4%)が居宅介護サービスを利用している。要介護3以上の方については福祉車両での輸送が基本となるが、サービス利用者の85.4%を占める要支援、要介護1及び要介護2の方については全員が福祉車両を必要とする状況ではない。

また、福祉車両での輸送については町が外出支援サービス事業として同じ社会福祉法人へ運行を委託し、上記サービス利用者以外の寝たきりなどより重度な方々へ無料で提供している。

介護保険事業報告による要介護（支援）認定者数及び居宅介護（支援）サービス受給者数、居宅介護（支援）サービス総数は次のとおりとなっている。

要介護（要支援を含む）認定者数（平成17年7月31日現在）単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	33	143	72	78	70	42	438
第2号被保険者	1	2	5	5	2	3	18
総数	34	145	77	83	72	45	456

居宅介護（支援）サービス受給者数（平成17年7月31日現在）単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	29	110	61	55	28	13	296
第2号被保険者	0	1	3	4	2	1	11
総数	29	111	64	59	30	14	307

居宅介護（支援）サービス（訪問介護のみ）総数（平成17年7月31日現在）単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
訪問介護	15	51	30	20	12	7	135

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

町では、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とした「厚岸町障がい者福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も共に生活する「ノーマライゼーション社会の実現」を基本理念とし、障がい者福祉施策の一層の推進を図ることとしている。この計画においては、在宅サービス等の充実を図るため、重度の障がい者に対するタクシー料金の助成事業や町有施設の減免制度、外出支援サービス事業を実施するとともに介護保険制度と同様の通院等乗降介助サービスの推進等各種サービスを実施することとしている。事前に行った実態調査では、外出することに対し、全面又は一部介助が必要であるとした方が身体・知的障がい者で3割程度となっている。なお、重度の肢体不自由者以外の身体障害者手帳2級以下の方々については、セダン型等の一般車両による対応が可能である。

また、在宅における社会参加を支援し、介護者の負担を軽減するため町において通所介護、短期入所事業を実施しており、また、小規模作業所（身障含む）

の運営を支援する取り組みを実施している。

介護保険適用外の居宅介護支援を要する障がい者の乗降の介助ができる事業者の確保、利用促進を図ることが必要であり、身体・知的障がい者の多様なニーズに対応し、利用者本位のサービスを実施する必要がある。通院の足等の移動手段の確保のためにもセダン型等に利用を拡大し、気心の知れた訪問介護員の支援による福祉有償輸送の充実を図ることが必要である。

身体障害者手帳年度別所持者数（障がい別）

（各年4月1日現在 平成17年のみ1月1日現在）単位：人

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
肢体不自由	337	325	342	340
視覚障がい	35	34	34	33
聴覚平衡機能障がい	64	58	63	66
音声言語そしゃく機能障がい	5	5	5	5
内部障がい	144	151	154	154
合計	585	573	598	598

身体障害者手帳年度別所持者数（等級別）

（各年4月1日現在 平成17年のみ1月1日現在）単位：人

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
1 級	140	139	149	145
2 級	116	115	112	114
3 級	119	115	121	121
4 級	118	113	125	125
5 級	39	39	42	43
6 級	53	52	49	50
合計	585	573	598	598

療育手帳別所持者数（知的障がい）

（各年4月1日現在 平成17年のみ1月1日現在）単位：人

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
A(重度)	27	28	29	30

B(その他)	36	40	42	46
合計	63	68	71	76

精神障がい者数

(各年11日現在 手帳所持者数の平成14,15年は4月1日現在) 単位:人

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
精神障がい者数()	74	81	94	111
32条通院医療費公費負担申請件数	35	51	10	84
精神障害者保健福祉手帳所持者数	9	11	13	18

精神障がい者数とは、精神の疾患による措置入院、医療保護入院、32条通院、その他入院又は通院、保健所に援助の記録がある方の合計

(2) 公共交通機関の状況

路線バス

くしろバス(株)が、釧路市～厚岸町間を1日7往復の路線バスを運行、さらに町内において医療機関や駅などを経由しバスが運行されているが市街地の一部のみの運行となっている。町内での運行便数は、朝夕の通勤通学時間帯を除き、1時間に1本程度、利用者は通院通学に利用する町民が多い。また、バス車両は低床車やノンステップバスの導入はなく、バス停留所は音声案内などの機能もなく移動制約者に配慮されたものとなっていない。

へき地患者輸送車等

無医地区に在住する町民への足の確保のため町有マイクロバスを1週1便循環(10地区)させて(無料)おり、可能な限り町民のニーズに対応できるよう運行しているが、バスの車高が高く、また車いす対応など肢体不自由者等の移動制約者のための改造はされておらず、移動制約者へ特段の配慮をした対応までできていない。

タクシー事業者

町内には、さくらハイヤー(株)1社のみであり、タクシー台数もごく少数で営業している。介護タクシー等福祉車両によるサービスを提供する事業者は、近隣町村にも無い状況である。

(3) 福祉有償輸送（道路運送法第80条第1項の許可）の実績事業者

現在、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会において、通院等乗降介助サービスを実施している。訪問介護員が使用している福祉車両等により公共交通機関の利用が困難な方々の医療機関への送迎を行っている。介護保険の訪問介護と支援費の居宅介護支援の事業所の指定を受けており、更なる移動制約者に対する支援の充実を図る必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

町では、町民が公共交通機関を利用しやすくなるよう、厚岸駅のホームの段差解消等の取り組みを実施しているが十分なものとはなっていない。また、外出支援サービス等の移送サービスも実施しているものの利用者のニーズに十分応えられる状況とはなっていない。そのため、移動制約者が外出する際には、同居する家族等が運転する自家用車に頼らざるを得ないのが現状である。しかし、漁業、酪農業が基幹産業であり、繁忙期や天候等に左右されやすいため、場合によっては家族の協力が困難となることが多々見受けられる。

現在、社会福祉法人において実施している通院等乗降介助サービスは、使用台数が限られてはいるが、要介護認定を受けた方や視覚障がい者に対し移動支援を訪問介護員が使用している福祉車両等により実施している。これをセダン型等の一般乗用車両も使用できるようにすることにより、より多くの利用者に対するサービス提供が可能となり、地域や家庭が支え合い、地域を支える介護支援システムの構築、高齢者、障がい者に配慮した人にやさしいまちづくりを推進することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の導入により移動制約者の移動手段を拡大し、より利用者や家族のニーズに合ったきめ細かな移送サービスを実施することで、高齢者や障がい者の自立支援と町民一人ひとりが健康で生きがいを持って地域で暮らせる福祉の充実をめざすことを目標とする。

また、当町の個性を生かし、持続的な発展へと導くための基本方向を示す第4期厚岸町総合計画の保健福祉分野の施策の展開方向である「健やかな笑顔あふれるきずなの形成」を実現する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成17年7月の介護保険による訪問介護の利用者135人中、通院等乗降介助サービスを受けた方は14人となっている。また、支援費制度において、居宅介護受給者証の交付を受けた視覚障がい者は1人、人工透析を必要とする内部障がい者も25人である。介護保険法の改正や障害者自立支援法案の国会提出による制度改革も想定され、今後も利用者のニーズが高まるものと考えられる。福祉有償運送についてセダン型等の一般車両への使用拡大を行なうことによって、これら移動制約者へのサービスを安定して提供することができ、家族の介護負担の軽減により介護者の就労機会の促進が図られるほか、釧路市内の専門性の高い病院への通院やリハビリによる病状改善が見込まれる。

社会的効果としては、町内の福祉団体やボランティア団体の活発化による地域福祉のネットワークづくりと福祉意識の高揚が見込まれる。

8 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 厚岸町外出支援サービス事業

- ・実施主体～厚岸町
- ・対象者～一般車両による移動が困難な高齢者等及び身体障がい者
- ・内容～居宅から在宅福祉サービス又は介護予防生活支援事業を実施する場所及び医療機関までの移送。
- ・利用料～無料
- ・車両～厚岸町社会福祉協議会送迎用車両(町委託)
- ・平成16年度利用者～55人 延べ2,256回利用

(2) 厚岸町へき地患者輸送車運行事業(町内無医地区と医療機関のバス運行)

- ・実施主体～厚岸町

- ・対象者～町民（無医地区（10地区）に在住する住民）
- ・内 容～主として町立厚岸病院への患者移送
- ・利用料～無料
- ・運行回数～各地区1週1便
- ・運行車両～マイクロバス（2台～定員29名、定員24名）

別 紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に關与する主体

厚岸町内で活動を行なう社会福祉法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が厚岸町

(3) 事業により実現される行為

事業に關与する主体が所有する車両を用いて、要介護(要支援を含む)認定を受けている方や身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

路線バスは、市街地のみでの運行であり、また、タクシー事業者は1社で保有台数も少なく、介護を必要とする高齢者や何らかの支援を必要とする障がい者にとっては移動手段の確保が不可欠となっている。

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による福祉有償輸送では、福祉車両に限定されており、この福祉車両の整備費用が高額なため使用台数が限られている現状にある。今後、終戦直後のベビーブーム世代が65歳に達し、ますます高齢者人口、障がい者人口が増加すると推測され、車イス等を使用しない移動制約者に対する送迎サービスを十分に確保する必要がある。そこで、使用車両を社会福祉法人が所有するセダン型等の一般自家用車にまで運用の拡大を行うことにより、高齢者及び障がい者の通院、社会参加が希望する日に対応が可能となるよう改善を図る。

(2) 厚岸町あみか福祉輸送運営協議会の設置

町福祉有償輸送事業の円滑な実施のために、関係機関による厚岸町あみか福祉輸送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局は、厚岸町保健介護課に置く。

運営協議会は、厚岸町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・厚岸町長が指名する職員
- ・釧路運輸支局長が指名する職員
- ・公共交通機関に関する学識経験者
- ・厚岸町身体障害者福祉協会代表者
- ・要介護（支援）認定者代表
- ・くしろバス(株)営業部長
- ・さくらハイヤー(株)本社営業所長

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(3) 運送主体

厚岸町内で活動する社会福祉法人で、次の要件を満たし、運営協議会の決議を

経て釧路運輸支局長の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障がい(人工血液透析を受けている場合を含む。)、精神障がい、知的障がい等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

(4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと
- ・北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般旅客自動車運送事業の概ね1/2とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。